

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2019年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「資産管理契約」です。

## 第29講 「資産管理契約」

（確定拠出年金法第8条 2019年度版条文集P20ほか）

「資産管理契約」とは、企業型年金において、給付に充てる積立金を企業の財産と分別して管理するための契約です。資産管理契約に関する規定としては、確定拠出年金法第8条（資産管理契約の締結）、同施行令第9条（資産管理契約）、同施行規則第8条（資産管理契約の要件）などがあります。まず、確定拠出年金法第8条を見てみましょう。

第8条第1項では、企業型年金を実施する事業主に対して、給付に充てるべき積立金について、資産管理契約を締結することが義務づけられています。資産管理契約の相手方となる者の範囲は、同項の第1号から第4号に定めがあり、信託会社（信託銀行）、生命保険会社、農業協同組合連合会、損害保険会社の4つが記載されています。このほかに、確定拠出年金法第53条（企業年金基金の業務の特例）第1項により確定給付企業年金の「企業年金基金」、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」による同条の読替により「厚生年金基金」が資産管理契約の相手方となることができ（以下「企業年金基金及び厚生年金基金」を「企業年金基金等」と表記します）。

なお、これらの資産管理契約の相手方のことを「資産管理機関」といいます。この定義は、確定拠出年金法で初めて「資産管理機関」という用語が登場する、第2条の運営管理業務のうちの記録関連業務の説明のところで、「資産管理機関（企業型年金を実施する事業主が第8条第1項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ）」と記載されています。

これに対し、個人型年金では資産の管理は本来は国民年金基金連合会が行うものですが、確定拠出年金法第61条（事務の委託）により、他の者に委託することができるとされています。ただし、この場合は資産管理契約ではなく事務委託契約であり、契約の相手方は資産管理機関ではなく事務委託先金融機関といえます（第27講参照）。

第2項には、資産管理機関は、事業主の資産管理契約の申込みに対して、正当な理由がある場合を除いて契約の締結を拒絶することができないことが定められています。

このように、企業型年金では、資産管理契約の締結が義務づけられていますが、資産管理機関の専任にあたっては、法令解釈第9.1. 事業主の行為準則により、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、専門的能力の水準等に関して複数の機関の評価等を行うこととされています（第23講参照）。

第3項、第4項は、資産管理機関が欠ける場合や、変更する場合に関する定めです。資産管理機関が欠けることとなる場合には、第3項により、事業主は、別に資産管理契約の相手方となる資産管理機関を定め、資産管理契約を締結しなければなりません。つまり、資産管理機関がない状態があってはならないということです。資産管理契約が解除された資産管理機関は、第4項により、速やかに、積立金を、事業主が定めた別の資産管理機関に移換しなければなりません。

また、資産管理契約は一定の要件を満たすものでなければなりません。資産管理契約の相手方により条文上の文言は異なりますが、概ねの内容は同様であり、確定拠出年金法施行令第9条では、企業型年金の給付に充てることを目的とするものであること、加入者等を受益者、被保険者、または被共済者とするものであることが求められます。さらに、確定拠出年金法施行規則第8条には細かい要件が定められています。主な内容としては、以下のものが挙げられます。

- ① 信託財産や払込保険料等資産（以下「資産」）の運用は、記録関連運営管理機関等の通知（加入者等の運用指図を取りまとめたもの）にのみ基づいて行われるものでなければなりません。
- ② 資産からの金銭の支払は、確定拠出年金の給付を支給する場合に限り行われるものでなければなりません。ただし、企業型年金規約の定めに基づいて、企業型年金の実施に要する事務費に充てるために行われる信託財産からの支払は認められます。
- ③ 資産は、事業主に掛金相当額を事業主に返還できる場合を除いて事業主に返還することはできません。

事業主への返還は、使用期間が3年未満で加入者資格を喪失した場合に、事業主が拠出した掛金相当額の全部または一部を事業主に返還できることを、企業型年金規約に定めた場合のみ認められます。

このほか、企業年金基金等が資産管理契約の相手方となる場合には、確定給付企業年金等の資産と分別する必要があることから、資産管理契約に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならないことが、確定拠出年金法第53条第2項に定められています。

なお、資産管理契約に係る資産の運用から得られた収益等は加入者等の所得税や企業の法人税は課せられません。一方、資産残高については、制度を実施している企業等に、退職金等積立金に対する法人税（特別法人税）が課せられます。ただし、特別法人税は現在凍結されています（2020年3月末日までの凍結が確定しています。2019年11月末日現在）。これらの、課税に関する規定も、条文集では、P21以降の一番右側の欄（その他関連法令等の欄）に掲載されています。

今回は、「資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）」です。

※記載内容は2019年7月1日現在の法令に基づくものです。